

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年8月22日（平成28年（行情）諮問第505号）

答申日：平成28年11月1日（平成28年度（行情）答申第495号）

事件名：北朝鮮軍事便覧の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「北朝鮮軍事便覧」（平成12年3月，中央資料隊）（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成28年3月16日付け防官文第4457号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，「『北朝鮮軍事便覧』（平成12年3月，中央資料隊）。*平成16年諮問第25号対象文書。」を求めるものであり，これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対しては，本件対象文書の一部が法5条3号の不開示情報に該当することから，平成28年3月16日付け防官文第4457号により当該部分を不開示とする一部開示決定処分を行った。

本件異議申立ては，原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

（1）不開示とした部分

本件対象文書中，91頁「（2）対日政策機構 ア 政策機構図」の一部，111頁33行目から34行目までの一部，217頁11行目の一部，227頁の項目名「3 軍事機構（推定）」を除く全て，263頁の項目名「4 核開発組織」を除く全て，276頁35行目から36行目までの一部，277頁18行目から19行目までの一部，278頁6行目の一部及び10行目から12行目までの全て，283頁の全て，

290頁35行目の一部，331頁の項目名「3 配置」を除く全て，423頁の項目名「4 配置」を除く全て，446頁の項目名「4 配置（1）航空基地等」を除く全て並びに466頁の全て。

(2) 不開示とした理由

上記(1)については，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務に関する判断の内容等が明らかとなり，防衛省・自衛隊の情報収集の関心及び能力並びに分析能力が推察され，じ後の情報収集業務に支障を来し，我が国の防衛及び警備上の能力を減じる等の影響が生じるおそれがあり，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。

3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は，「記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。」として，一部に対する不開示決定処分を取り消しを求めるが，本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果，その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり，その他の部分については開示している。

(2) 以上のことから，異議申立人の主張には理由がなく，原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年8月22日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月6日 | 審議 |
| ④ 同年10月28日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，当審査会において見分したところ，平成27年度（行情）答申第84号（以下「先例答申」という。）における対象文書と同一であり，不開示部分も先例答申の諮問と同一である。

2 不開示情報該当性について

本件諮問に伴い，当審査会において改めて審議したところ，先例答申の判断を変更すべき事情の変化も認められず，これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙のとおりであり，その内容は，先例答申と同旨である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については，不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので，妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

1 本件対象文書について

本件対象文書は，陸上自衛隊中央資料隊が平成12年3月に作成した「北朝鮮軍事便覧」である。

当審査会において見分したところ，本件対象文書は，第1章ないし第9章で構成されており，北朝鮮に関する政治及び外交，軍事体制，国防機構，軍事動向，地上軍，海空軍及び防空部隊，工作及び情報保全，後方業務関連並びに準軍隊等に関する内容が記載されている。

処分庁は，本件対象文書中，中央資料隊が収集した情報を独自に分析し，評価した内容を記述した部分（本答申書別表）について，法5条3号に規定する不開示情報に該当するとして，これらを不開示とする原処分を行っていることから，以下，当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 法5条3号該当性について

(1) 本件対象文書中，法5条3号に該当するとして不開示とされているのは，本答申書別表に記載した整理番号①ないし⑬の部分である。

(2) 整理番号①ないし⑬の各不開示部分には，北朝鮮の軍事に関する状況及び能力等についての情報が記載されていることが認められる。

諮問庁は，当該不開示部分は中央資料隊が公刊資料等から収集した情報を独自に分析し，一部の推定した部分を含めて評価した内容となっていると説明する。

本件対象文書を見分した結果に照らすとき，上記の諮問庁の説明には不自然，不合理な点は認められず，首肯し得るものであることから，これを公にすることにより，自衛隊の情報収集の関心及び収集能力並びに情報分析能力が推察され，じ後の自衛隊による情報収集業務に支障が生じ，自衛隊の任務の効果的な遂行が妨げられるおそれがあり，ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

(3) したがって，これらの不開示部分は，法5条3号に該当し，不開示とすることが妥当である。

別表

不開示部分一覧

番号	頁	大項目	中項目	小項目	不開示部分
①	9 1	第1章	第3節	2 (2) ア	記述の一部
②	1 1 1	第1章	第3節	3 (1)	記述の一部
③	2 1 7	第2章	第3節	3 (3) イ	記述の一部
④	2 2 7	第3章	第1節	3	記述の全て (項目名を除く。)
⑤	2 6 3	第4章	第1節	4	記述の全て (項目名を除く。)
⑥	2 7 6	第4章	第2節	2 (2) イ	記述の一部
⑦	2 7 7 及び 2 7 8	第4章	第2節	2 (3)	記述の一部
⑧	2 8 3	第4章	第2節	3 (1)	記述の全て
⑨	2 9 0	第4章	第2節	8 (3)	記述の一部
⑩	3 3 1	第5章	第2節	3	記述の全て (項目名を除く。)
⑪	4 2 3	第6章	第1節	4	記述の全て (項目名を除く。)
⑫	4 4 6	第6章	第2節	4 (1)	記述の全て (項目名を除く。)
⑬	4 6 6	第6章	第3節	4	記述の全て

(注) 番号欄の数字は、整理番号を示す。